11　権利の移転（第一一条関係）

(一)　締約国は、標章登録簿における権利の移転の記録等の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(二)　移転の記録は、当該移転が二以上の登録又は出願に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。

12　誤りの訂正（第一二条関係）

(一)　締約国は、申請書における誤りであって標章登録簿等に反映されるものの訂正等の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(二)　誤りの訂正は、当該訂正が二以上の登録又は出願に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。

13　登録の存続期間及び更新（第一三条関係）

(一)　締約国は、登録の更新の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(二)　いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。

(三)　登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、一〇年とする。

14　期間を遵守しなかった場合の救済措置（第一四条関係）

(一)　締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができる。

(二)　締約国は、出願人等が出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間を遵守しなかった場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは、当該期間の延長、当該出願又は登録に関する処理の継続等救済措置をとる旨を定める。

15　パリ条約を遵守する義務（第一五条関係）

締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。

16　サービス・マーク（第一六条関係）

締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の商標に関する規定をサービス・マークについて適用する。

17　使用権の記録の申請（第一七条関係）

(一)　締約国は、使用権の記録の申請書について規則で定める要件に従って提出すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(二)　使用権の記録は、当該使用権が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。

18　使用権の記録の修正又は取消しの申請（第一八条関係）

(一)　締約国は、使用権の記録の修正又は取消しの申請書について規則で定める要件に従って提出すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(二)　使用権の記録の修正又は取消しは、当該修正又は取消しが二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。

19　使用権が記録されていないことの影響（第一九条関係）

締約国の官庁又は他の当局において使用権が記録されていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではない。

20　使用権の表示（第二〇条関係）

標章が使用権に基づいて使用されている旨を表示するよう締約国の法令が要求している場合において、この要求を満たしていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではない。

21　却下し、又は拒絶しようとする場合の意見（第二一条関係）

官庁は、出願又は権利の移転等の申請に関し、却下し、又は拒絶しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し、又は拒絶することができない。

22　規則（第二二条関係）

規則には、この条約の規定を実施するために有用な細目、事務的な要件、事項又は手続等に関する規定を設ける。

23　管理条項（第二三条及び第二四条関係）

総会及び国際事務局について規定している。

24　最終条項（第二五条～第三二条関係）

この条約の改正又は修正の手続、締約国となるための手続、効力発生、留保、廃棄、言語、署名、寄託者等について規定している。